

第13回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年7月25日(水) 18:30~20:30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、加藤委員、中山委員

事務局：市長、企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長

まずは、第7回から6回にわたり議論した結果、自治推進委員会として概ねの方向性が固まった。その概要について市長へ報告し、市長の考え方をお聞きした上で、方向性を再確認した後、報告書の作成へと入りたい。方向性は決まったとしても、各論点については、一つの結論にまとめるのではなく、複数の意見を併記する形をとることとした。私から市長へ説明した後、各委員にも発言いただき、市長にもご意見をいただきたい。各委員の意見をもとに、自治推進委員会では、常設型住民投票条例は必要であるという結論に達した。理由としては、重大な問題が起こった際、責任を取るのは市民であり、市民が自ら決定し責任を取る仕組みとして常設型住民投票条例が必要であると考えからである。地方制度調査会でも住民投票制度を取り入れていかなければならないという流れである。地方分権が進められていく中で、市民の意見を今まで以上に市政へ反映していくためにも必要である。一方、地方自治法による直接請求や多摩市自治基本条例第28条及び29条の住民投票で足りるのではないかという意見もあったが、多くの署名を集めても、議会で否決されてしまう例も多くあることも事実である。実際に投票が実施された事例が少ないこともあり、常設型を設けることが市民の声を聞くためにはより良いことであると考え。一方では、果たして、常設型住民投票条例を設置した後、活用されるのか、市民の発意があつてから検討を始めるべきではないのかという慎重な意見もあったことも報告しておきたい。また、設置することによって、逆に市民の市政に対する関心が高まるのではないかという意見もあった。その他、細かい論点についての意見は、資料にあるとおりである。特に、市長に報告したいのは、住民投票の結果に拘束力を持たせるかどうかである。委員会でも様々な論議があつた。法的に拘束力を持たせることが可能か議論はあるが、他市の先行事例では、結果を尊重するに留めているところが多い。しかし、尊重義務だけで市民の意見が十分に反映されるのかが議論となった。一方、住民投票以外にも、リコールという直接的な制度が実質的には拘束力となるため、尊重義務のみでいいのではないかという意見もあった。そういった議論の結果、委員会においては、法に抵触する可能性もあることを十分理解した上で、素朴な意見として一定の拘束力を持たせた方が良いという結論に至った。

委員

常設型住民投票条例が設置された場合には、より広く市民に知らせて、子どもを含め、より市政に関心を持ってもらうツールになってもらいたい。議会へのプレッシャーを果たすためには、住民投票条例を設置するだけでなく、市民自らが議会に関心を持つ必要がある。また、実際に条例をつくるかどうか決める時点でも市民に開かれた形で行ってほしい。そうすることで、後々になって異論・反論が少なくなると思う。私たち市民側もしっかり耳を傾けていきたい。

委員 住民投票自体が、まだ市民に浸透していないと感じる。市長や市から市民へ周知する必要がある。宝の持ち腐れにならないために、実際投票が行われる時が来たら、速やかに実施できるように実施方法を含め周知していただきたい。

副委員長 今まで議論した結果がそのまま報告だけで終わってしまうのではなく、どうやって市民に伝えていくかという市のこれからの考え方を聞いておきたい。また、市長として、多摩市の市民参加の現状を踏まえ、常設型住民投票条例がどういう意味で今後多摩市に必要となるかを聞きたい。先程委員長もおっしゃったが、地方分権が進められる中で、市民の意見が十分に反映されていないという意識が各委員の中にもあると思う。法的に困難かもしれない実情を踏まえた上で、自治推進委員会において一定の拘束力を求めるという結論が出たことは、議会や市の執行機関への不信の表れでもある。そういった意味でも重く受け止めて、常設型住民投票条例に対しての今後の進め方を聞きたい。

委員長 市民側に自分たちの意見が政治に反映されないというフラストレーションがある今だからこそ、意見を言う権利があるということを市民へ伝える機会となり、常設型住民投票条例をつくるチャンスとなる。市民側からの発議だけでなく、市長や議会からも市民の意見を聞いてみたいという動きがあるのではないか。住民投票で意見を聞いた後、施策を推進する上で市民の側は何ができるのかを真剣に考えさせる一つの契機になると考える。市民の合意形成を目指してきちんとした議論が住民投票条例を実施することによって出来ればよい。そのことが、結果として、市民の参加意識・自治意識・自立性を高めることにつながるのではないかと考える。

市長 委員長がおっしゃるとおり、3月11日の大震災があつてから住民投票が身近なものになっている。それまでは、原発の立地や市町村合併を争点として当事者による住民投票が行われている。今回は、直接影響を受ける当事者からだけでなく、離れたところにいる市民から脱原発を掲げての住民投票条例の請求がなされた。住民投票条例の質が変わってきていると感じる。私が、選挙公約として常設型住民投票条例を掲げたときに意識していたのは、本当の民主主義を目指すためには選挙で選んだ議員や市長だけに任せるのではなく、市民自ら結論を出していくことが必要であり、そうしたときのために常設型住民投票条例を持つておくという考えであつた。現在、地方自治法の中で直接請求があり、自治基本条例もある。一方で、自治基本条例自体が市民に十分には浸透していない現状もある中で、常設型住民投票条例をつくるというのは至難の業であると思う。しかし、自分たちのまちの行く末を自分たち自ら決めていくためには、熱い思いと強い意思を持った市民が多く必要である。そういった市民が多くいるかどうかは市民自治がしっかりしたまちかどうかのものさしになると思っている。それには市民自身が目覚めていかなければいけない。地方の時代という言葉が初めて使われた当時は、高度成長期で右肩上がりの時代であり、解決しなければいけない課題が山積しているのは今と同じでも将来への不安がなかった。現在では少子高齢化が進み、経済状況が厳しい中、これからのまちづくりにおいて、今までと違うシステムをつくっていかねばならない状況では、市民の発意が必要である。また、年齢層や職業形態により求めるものが違うこともあり、市民一人一人が選択していくことが必要である。今こそ住民投票条例が必要な時期に来ていることは感じるが、実際には、自分たちのことは自分たちで決めるということ強く訴え続けることがこれから重要だと考えている。私から一つ質問したい。

現在、選挙での投票率の低さが問題にもなっているが、今までの委員会の中で、住民投票条例における投票率に関する議論はどのようなものであったのか。

事務局

投票率に関しては、第11回委員会で成立要件を論点として議論している。そこでは、先行市では投票資格者数の2分の1の投票を成立要件としているところが多いが、投票率が低い現状では2分の1は厳しいのではないかという意見があった。しかし、成立要件を設けることによって、発議者が情報発信などの運動を活発にすることで、無関心な人を投票に向かわせる効果があると考えられるという意見があった。また、投票率に達しない場合開票しないという先行市がある中で、投票率に達しなくても開票はした方がよいという結果になった。

委員長

住民投票にかかる事案は市民の関心も高いと思うので、投票率も高くなるのではないかと考える。市民の生活に近接している問題については、議論が沸騰することがありうるし、住民投票にかかることでさらに市民の関心も呼ぶと思われる。

副委員長

私が参加した世田谷区で行われた基本構想の区民討論会では、無作為抽出で選ばれた市民の中に、思った以上に多くの若者が活発に参加していた。そこでは、一年に一回のこのような場だけでなく、定期的に意見を表明する場があれば意見を聞いたり言ったりしたいという市民の側からの話があった。今は、基礎自治体や地域の役割が非常に大切になってきている。経済状況が厳しく不安が増している状況もあり、今までのように行政にすべて任せることが出来ない中では、首長や議員だけではなく、市民が何らかの形で自治体の意思決定に参加することは必要だと沢山の人が感じている。そういう意味で、自治体の意思決定にすべての有権者が参加できる現実的な仕組みとして常設型住民投票条例が定着していけばよいと思う。今、多摩市を含めて多くの自治体で公共施設に関する問題が話題となっているが、そこでも住民投票を用いて市民の意見を聞くことも出来る。今まで、コスト面での議論が色々行われたが、コスト・パフォーマンスも重要だが、自治体の政策に市民の意思を直接反映できる、政治的教育の機会を提供する、議会の議論の停滞や機能障害を打破できる制度として市民が意見を述べる機会を設ける必要がある。

委員

市長がおっしゃったように、今の認知度では投票率は低いと感じるが、成立要件が高いから下げればよいということではないと思う。そうではなく、より投票率を上げるにはどうしたらいいか、市政へより関心を持ってもらうにはどうしたらいいかを考えることが必要ではないか。これは、住民投票だけで留まる話ではなく、その先を見据えて幅広い視点で考えることが大切である。市民の生活に根ざした情報提供や具体的な数字を示して市民にわかりやすくすることによって、関心を高めることが出来ると思う。

委員

自分の生活に密着した問題はどんな事案であっても関心が高まると思う。住民投票しなければならなくなる事案であれば、地域の中でも話題になる。若い人達の間では、ネットでの情報共有が早いし、情報収集能力も高い。自分の損にならないようにするためのガードは固いし、そのような事案であれば投票率が低くなるとは思わない。

委員長

一つの可否を判断するのに、投票資格者の半数に達しない結果が拘束力を持つかは懐疑的である。やはり半数以上の投票は必要かと思う。今、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は盛んに活用されている。コストの面からもネットで投票するような時代になっていく気がする。武雄市の図書館の事例など、時代とともに考え方も変

わってくるであろうし、ネットを利用して市政に対してもどんどん意見を言うようになるのではないか。今までは年配の方が多く発言してきたが、これからは、色々な意味で状況が厳しくなっている時であり、若者もどんどん発言する時代が変わっていくのではと考える。

委員 ネットを通しては、何でもすぐに広がってしまう時代であり、言わば隠し事が出来ない。武雄市の図書館の事例や泉佐野市のネーミングライツなども市民の関心と呼ぶツールとしての面を持っているのではないか。それと同様に、常設型住民投票条例も市側から訴えかけて盛り上がる契機になればと思う。

市長 3月11日の大震災から政府の言葉への不信感が出てきた。市民が自分の目で確かめる必要性を感じている。地方自治体においても同様であり、住民投票にかける場合には、市民に対して、判断材料をしっかりと示し時間をかけて議論しなければならない。案件にもよるが、市民の熱い思いを訴えるだけですべての問題が解決されるわけではないのも実感している。感情だけに流されるのではなく、丁寧な議論をする必要がある。また、すべてが住民投票にかけられる案件とは限らず、政治的な問題もある。

委員長 それについては、具体的にネガティブリストをつくることで、何を投票にかけられるかも見えてくる。しかし、個人としては、あまり幅を狭めたくは無い。

市長 今の仕組みでは、事業を実施する際、行政が人手もお金も出す。それだけではなく、住民投票によって実施の是非を決定し、最終的には、市民がお金を出してやろうということもあっていいのではないか。

委員 実際、住民投票をするにしても、選挙だから費用がかかると思う。

市長 他の地方選挙などと併せて行うことも可能である。

委員長 では以上のところで、今回の意見交換は終わりとしたい。

事務局 前回の要点記録については、事前にメールでお渡ししているが、追加で修正点等なければ確定し、公開の手続きに入る。修正がないということで、確定し公開する。次回の日程は、8月22日（水曜）で確定する。次々回の日程は、9月28日（金曜）としたい。

委員長 それでは、これにて第13回自治推進委員会を閉会する。